○ 山梨大学附属図書館文献複写要領

制定 平成28年 6月 3日 改正 平成29年 3月15日

(趣旨)

第1条 この要領は、山梨大学附属図書館利用要項第12条の規定に基づき、山梨大学附属 図書館(以下「図書館」という。)が受託する文献複写に関して、必要な事項を定めるもの とする。

(文献複写の原則)

- 第2条 文献複写は、教育又は研究の用に供することを目的とする場合に限り、受託することができる。
- 2 文献複写は、図書館に所蔵する資料、又は、これに準ずるものについて行うものとする。
- 3 他機関図書館等により借用及び受信した資料の複写については、貸出館が複写可能であると指定した資料のみ行うこととする。
- 4 第1項の複写にかかる著作権法上の責任は、すべて申込者が負うものとする。
- 5 第2項及び第3項の複写にかかる作業は、本図書館職員が行うものとする。

(申込手続)

- 第3条 文献複写を依頼しようとする者は、あらかじめ文献複写申込書を山梨大学附属図書 館長又は医学分館長(以下「館長等」という。)に提出し、承認を受けなければならない。
- 2 館長等は、文献の種類によっては、複写を承認しないことがある。

(料金)

- 第4条 前条第1項の承認を受けた者は、所定の手続により、別表に定める文献複写料金を 国立大学法人山梨大学に納入しなければならない。
- 2 前項の料金のほか、文献複写のために要した通信運搬費その他の実費は、依頼者において負担するものとする。
- 3 既納の料金は、いかなる理由があっても返還しない。

附則

- 1 この要領は、平成28年6月3日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 山梨大学附属図書館文献複写規程(平成16年4月1日制定)は、廃止する。
 - この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

| 種類 | 区 分 | | 学内者の場合 | 学外者の場合 |
|------|------------|-----|--------|--------|
| 電子複写 | 1枚につき | 白黒 | 20円 | 3 5 円 |
| | (A3版以下に適用) | カラー | 40円 | 6 0 円 |